

第 1485 回 (12 月 11 日)

アグリビジネスと契約生産

——中米における

事例分析を中心に——

千 葉 典

本報告は、1960 年代以来発展途上国の開発戦略として脚光を浴びてきている契約生産方式について、中米地域を中心とする 4 つの事例分析をつうじてその特色を明らかにし、途上国の農業発展においてそれが有する意義に考察を加えようとするものである。

契約生産方式とは、元来は農業資本主義化が最も進展したアメリカ合衆国で開発された生産方式であるが、途上国の開発戦略としてこれを取り上げたのがフリーマンとカレンであった (Orville Freeman and Ruth Karen, "The Farmer and the Money Economy", *Technological Forecasting and Social Change*, Vol. 22, No. 2, October 1982, pp. 183-200.)。ゴールドスミスは彼らの規定を受け、企業と農民との結合関係が強くかつ生産過程における統合の度合いが強い「コア・サテライト・モデル」として、契約生産方式を定式化した (Arthur Goldsmith, "The Private Sector and Rural Development", *World Development*, Vol. 13, No. 10/11, 1985, pp. 1125-1138.)。彼によればコア・サテライト・モデルは、① 生産契約が幅広く厳格であり、農業生産者と加工会社との関係が密接で安定していること、② 果物・野菜などの従来はみられなかった作目へと契約生産の対象が拡大していること、を特徴とし、この 2 点において従来の契約農業 (Contract Farming) とは根本的に異なった方式である。

報告では、① メキシコ、バヒオ・パレーにおけるアスパラガスの契約生産、② メキシコ、サモラ・パレーに於けるいちごの契約生産、③ グアテマラ、サカパ地域におけるきゅうりの契約生産、④ ホンジュラス、カ

リブ海沿岸地方におけるバナナの契約生産、以上 4 つの事例に関して詳細な分析を行なった。その結果、これらの事例からは以下の特色が検出された。

まず、契約生産方式の導入は、最新の生産技術の移植と厳格な生産管理によって、アグリビジネスが高品質の農産物を安定的に調達することを可能にし、場合によっては相当な高利潤が実現されうる。アグリビジネスはこの過程で様々な側面から農業を掌握していくが、それは必ずしも直接的関与によるとは限らない。契約生産開始時には融資や無償の技術援助が行なわれるのが通例だが、契約生産の定着に伴い技術上の経費負担が生産者に課されたり、信用供与を現地金融機関や公的融資制度に肩代わりさせていく例が多くみられる。しかし、世界市場との接点であり、輸出農業にとって決定的意義を有する販路については、アグリビジネスが全面的な支配下に置いている。さらに、契約生産の利用によって土地所有上の制限を回避したり、農業労働力の管理を契約生産者に転移することが可能になる。

他方、契約生産方式により、途上国でも先進的農業が展開し、一定の生産力増大が実現されることは否定できない。しかしながら、経営規模の大きい農民には契約生産によって土地集積や規模拡大の可能性が開かれるのに対し、零細な経営が契約生産に参入できる可能性はきわめて小さい。こうして契約生産は、アグリビジネスを介して世界市場へ直結された完全な輸出指向農業を、途上国における農業進化の新たな一形態として創出する。

付記：メキシコにおける 2 つの事例分析の詳細については、拙稿「メキシコの資本主義的輸出農業とアグリビジネスによる契約生産」(『土地制度史学』第 129 号、1990 年 10 月)を参照していただきたい。